

よくあるご質問



妊娠届出後や出産後の転居について

Q1. 妊娠届出後や出産後に転入出した(する)場合、出産・子育て応援給付金はどうなりますか？

A1. 出産応援給付金(妊娠後の給付)と子育て応援給付金(出産後の給付)のどちらの給付金についても、申請日時点で申請先の市区町村に居住している(住民票が有る)ことが給付の要件です。

妊娠や出産後に転居される方は、給付の申請を終えてから転居する場合は、転出元の市区町村で給付を受け取り、給付の申請を行う前に転居する場合は、転出先の市区町村で給付の申請を行ってから給付を受け取ってください。

(ご注意)

妊娠届の提出後、出産後のどちらの給付についても、同一の理由による給付について、複数の市区町村から二重に受けることはできません。また、妹背牛町では、現金の給付を行いますが、クーポン等による給付を実施している市区町村もあります。

申請書について

Q2. 申請書を面談ではなく、郵送で受け取ることはできますか？

A2. 令和5年3月以降に出産、または妊娠届を提出する場合は、原則は面談にて申請書をお渡しします。(里帰り出産等により、町の保健師等による面談を受けることが難しい場合は、ご相談ください。)

給付金の受け取りについて

Q3. 申請する際に指定する銀行口座は、給付金の対象者の名義に限定されますか？

A3. 給付金の受け取り口座は、基本的には、給付金の対象者ご本人の銀行口座を指定いただくこととなりますが、銀行口座をお持ちでない場合は、同じ世帯に居住する親族の口座を指定することができます。(その場合は、委任状を提出していただきます。)

Q4. 申請してから、どのくらいの期間で振り込まれますか？

A4. 申請を受理してから、申請書の口座情報等の記入に不備がなければ、1か月以内に給付金が振り込まれます。口座振込が完了すれば、別途に振込が完了したことのお知らせを郵送します。